

# 庁舎整備だより

庁舎整備準備室 ☎(63)2481

第1号



新庁舎の整備について、進捗状況等を「庁舎整備だより」として随時情報発信していきます。

今回は、「整備規模（必要面積）」と「庁舎の位置（候補地）」について、検討内容や考え方などをお知らせします。

## 庁舎の整備規模 （必要面積）

整備規模は、職員数を基本的に、市民サービスの充実に必要な機能を加え検討します。

### (1) 新庁舎対象職員数に 基づく必要面積の算定

整備規模は、平成25年度の職員数を基準に算定します。

現在の本庁舎（本館・新館）および東館にある部・課と、分散している部・課を集約し、新庁舎に勤務する対象職員数を537人（特別職・嘱託職員・非常勤職員・臨時職員含む）と想定します。



新館



東館

新庁舎に集約せず、現在の場所でも業務を継続する組織は次のとおりです。

- ・市民情報センター
- （健康課、生涯学習課）
- ・下水道事務所
- （下水道課、下水道施設課）
- ・環境クリーンセンター
- （環境課、清掃課）
- ・水道部
- （水道業務課・水道施設課）

新庁舎に勤務する想定職員数を基に、規模を算定する方法と想定面積は、次の3つが考えられます。

算定方法		想定面積
● 総務省地方債事業費算定基準を参考 職員一人当たり4.5㎡を乗じる	● 国土交通省基準を参考	13,313㎡
● 倉庫は事務面積の13%、会議室等の付属面積は職員一人当たり7㎡ ・議場は議員一人当たり35㎡ など	● 他の自治体を参考 (22市の平均)	17,388㎡

新庁舎の規模算定には、自治体の人口規模ごとに面積算定の基準が示された、標準的な方法の「総務省地方債事業費算定基準」を参考にする方法が最も適切です。

(2) 市民サービスの充実に必要な面積の算定

整備規模の算定では、庁舎を単なる行政事務のオフィスおよび議会の場と想定しています。

しかし、新庁舎には「防災拠点機能」や「市民利用機能」なども含める必要があります。

これまでに整理された新庁舎に求められる機能は次のとおりです。

- ① 防災拠点としての機能
- ② 来庁者の利便性を高めるための機能
- ③ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能
- ④ 議会運営を進めるための機能
- ⑤ 行政事務を効率的に行うための機能
- ⑥ 高度情報化に対応するための機能
- ⑦ 環境と共生するための機能
- ⑧ 庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能

これらの市民サービス充実のために必要な面積を、市庁舎の現状や課題を踏まえ、他の自治体22市の事例を参考に想定しました。

なお、⑥から⑧の機能は6ページで算定した面積内で対応します。

市民サービスの充実に必要な具体的機能

特に床面積が必要なもの		想定面積(㎡)
① 防災拠点としての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資の備蓄倉庫</li> <li>・避難者への対応スペース</li> <li>・救援や応急医療活動がスムーズに行えるスペース など</li> </ul>	175~600
② 来庁者の利便性を高めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントランスホール(待合スペース)</li> <li>・授乳室やキッズスペース</li> <li>・障がい者用トイレ など</li> </ul>	56~1,120
③ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的スペースおよびふれあいホール</li> <li>・市民活動支援スペース</li> <li>・ブランド品や特産物の展示・販売コーナー</li> <li>・市政情報コーナー など</li> </ul>	180~1,341
④ 議会運営を進めるための機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴席などのバリアフリー化</li> <li>・市民に開放できる議場スペース</li> <li>・議会活動に必要な諸室の設置 など</li> </ul>	103~580
⑤ 行政事務を効率的に行うための機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打ち合わせや作業スペース</li> <li>・共有会議室</li> <li>・書類などの収納、倉庫スペース など</li> </ul>	0~300
①から⑤の想定面積の平均値合計		約 2,000

(3) 想定する新庁舎の整備規模

最終的な新庁舎の整備規模は、「総務省地方債事業費算定基準」を参考に想定した面積に、市民サービスの充実に必要な面積を加えた、約15,000㎡を上限とします。



なお、今後の人口減少などによる組織改編や職員数の減少などを見据え、柔軟な対応が必要です。

# 新庁舎の位置 (候補地)

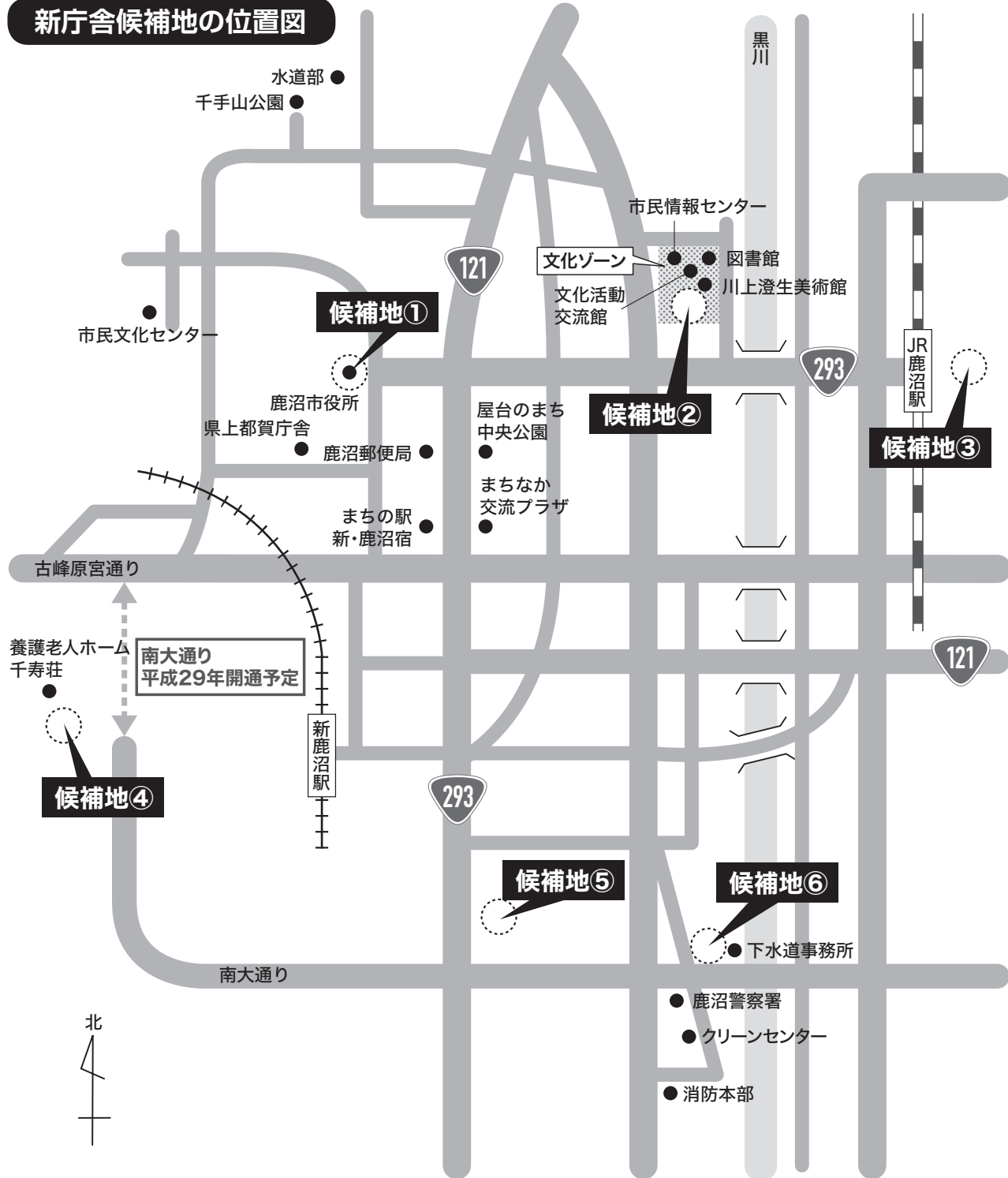
## (1) 候補地選定の 基本的な考え方

新庁舎は、市民の利便性向上や市民サービスの効率化、まちの活性化を考慮し、さらなる発展の基盤となる位置に整備することが求められます。候補地には、次の前提条件を基に、現在の本庁舎敷地を含め、6カ所を選定しました。

### 【候補地の条件】

- 市民の利便性が高い
- 市街地（市街化調整区域含む）に近い
- ※現庁舎敷地から直線距離で2 km以内
- ※人口集中地区（人口密度が1 km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）内、および隣接している地区
- 家屋の立地の集積がなく、大規模建築が可能
- 敷地の高度利用が可能

## 新庁舎候補地の位置図



## 各候補地の特性

No	候補地	特性
①	現庁舎敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の中心にあり、市民の利便性に優れた位置</li> <li>・公共施設（県上都賀庁舎や郵便局など）とのネットワークは好位置</li> <li>・長年市民に親しまれ、中心市街地の活性化が期待できる</li> </ul>
②	文化ゾーン敷地 (睦町) (現敷地から0.7km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の中心にあり、市民の利便性に優れた位置</li> <li>・公共施設（市民情報センターや図書館など）とのネットワークは好位置</li> <li>・近隣の商業施設を含め、市民が集まる場所としてさらなる活性化の期待が大きい</li> </ul>
③	JR鹿沼駅東付近 (現敷地から1.9km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR鹿沼駅や都市計画道路の整備によるアクセスが良好であり、東部地区の活性化が期待できる</li> <li>・JR鹿沼駅との一体化により、新たな市のシンボルとしてPRできる</li> </ul>
④	旧野外活動センター付近 (日吉町) (現敷地から1.3km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備により、良好な交通アクセスが見込める</li> <li>・西北部活性化が期待できる</li> </ul>
⑤	村井町交差点北側付近 (現敷地から1.6km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道293号に隣接している</li> <li>・南大通りに近接し、市民の利便性に優れた位置</li> </ul>
⑥	下水道事務所用地 (現敷地から2.0km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路に面するなど、市民の利便性に優れた位置</li> <li>・公共施設（警察署や消防本部など）とのネットワークは好位置</li> <li>・市有地のため、用地買収が不要</li> </ul>

### (2) 位置の評価基準

候補地は、さまざまな角度から分析し、次の5つの視点を基に28項目の評価視点で評価します。

- まちづくり (8項目)
  - ・鹿沼らしさ
  - ・総合計画などとの整合性
  - ・市街地の活性化への影響
  - ・地域活性化につながる可能性 など
- アクセス性 (6項目)
  - ・市民が利用しやすい
  - ・十分な駐車場の確保
  - ・公共交通の利便性
  - ・官公庁施設の集約性 など
- 環境性 (3項目)
  - ・周辺環境や街並みとの調和
  - ・シンポル性のある景観形成
  - ・周辺生活環境への配慮・保全
- 実現性 (7項目)
  - ・用地取得の確実性
  - ・取得コストの比較
  - ・財源計画（建設コストの財政への負担度）
  - ・建設スケジュールの実効性（合併特例債活用など） など
- 防災性 (4項目)
  - ・災害対策本部としての立地
  - ・救援等の対応スペースの確保
  - ・災害時のアクセスの容易さ、多様性 など

### (3) 候補地の評価

知識経験者、各種団体等21人で構成された「庁舎整備検討委員会」で、位置の評価基準を基に、候補地6カ所の評価・採点を行いました。

	候補地	評価点数
①	現庁舎敷地	57.5
②	文化ゾーン敷地	52.8
③	JR鹿沼駅東付近	42.0
④	旧野外活動センター付近	39.7
⑤	村井町交差点北側付近	49.2
⑥	下水道事務所用地	54.1

※評価点数は30点の4段階、総合計84点満点

この評価結果は最終決定ではありません。庁舎整備検討委員会では、評価結果や世論調査結果などを考慮し、慎重に審議を重ね、庁舎位置選定の方向性を検討しています。